

令和7年12月1日

第104回安来市議会定例会
(令和7年・令和8年)

12月定例会議議案

第104回安来市議会定例会・12月定例会議議案目次

- 議第3号 公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議第4号 安来市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第5号 安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議第6号 安来市地区共同作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議第7号 松江圏都市計画(安来市都市計画)地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第8号 安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第9号 母里財産区造林資金返済基金条例を廃止する条例制定について
- 議第10号 第3次安来市総合計画の基本構想を定めることについて
- 議第11号 指定管理者の指定について
- 議第12号 指定管理者の指定について
- 議第13号 指定管理者の指定について
- 議第14号 令和7年度安来市一般会計補正予算(第4号) (別冊)
- 議第15号 令和7年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (別冊)
- 議第16号 令和7年度安来市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (別冊)
- 議第17号 令和7年度安来市水道事業会計補正予算(第2号) (別冊)
- 報第1号 議会の委任による専決処分の報告について

議第3号

公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(安来市広瀬町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 安来市広瀬町民会館設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

町民会館使用料

区分	金額(1時間当たり)		暖房使用時加算額(1時間当たり)
	非営利目的	営利目的	
表の上	円 124	円 322	円 185
表の下	124	384	185
中の間	124	260	185
裏室	124	185	185
裏の間（別館）	124	185	185
休憩室	無料	無料	無料

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 安来市広瀬町名誉町民顕彰館設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表中「96円」を「124円」に改める。

(安来市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 安来市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「600円」に、「900円」を「1,350円」に改める。

(安来市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 安来市斎場の設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	区分	単位	使用料（円）		備考
			関係区域 住民	関係区域 住民以外	
火葬	12歳以上	1体	12,000	60,000	
	12歳未満	1体	6,000	30,000	
	死産児	1体	4,000	20,000	
	改葬遺骸、改葬焼骨	1件	3,000	15,000	
	手術肢体、胎盤、産汚物	1個	4,000	20,000	長さ30センチ未満の立方体におさまるもの
式場		1回	7,000	14,000	1回とは3時間以内とする（準備あと片づけを含む。）。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。
靈安室		1回	5,000	10,000	1回とは24時間以内とする。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。
和室		1回	7,000	14,000	1回とは3時間以内とする（準備あと片づけを含む。）。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。

備考 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第9号により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

センター使用料

区分	金額(1時間当たり)		冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
	第3条第1項に規定する事業を行いうとき	第3条第2項に規定する事業を行いうとき	
伯太農村環境改善メイセンター	大集会室	900	4,500
	大会議室	300	3,000
	教養室	300	3,000
	小会議室	150	1,500
	農産加工実習室	750	3,000
	ロビー・その他	150	1,500
伯太農村環境改善サブセンター	多目的ホール	無料	1,500
	小会議室	無料	750
	教養娯楽室	無料	750
	農事研修室	無料	750
	調理実習室	無料	1,500

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(安来市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 安来市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(占用料の額及び納付)」に改め、同条第1項中「別表に掲げる額の」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 占用料の額は、安来市道占用料徴収条例(平成16年安来市条例第191号)

第2条の規定を準用して算出した額とする。

別表を削る。

(安来市やすぎ懐古館一風亭の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 安来市やすぎ懐古館一風亭の設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用料金基準額（1室1時間当たり）

区分	金額
和室	円 319
展示室	319
見世板間	319
茶室	319
見世蔵	319
米蔵2階洋室	319
駐車場2階洋室	319
附属設備	規則で定める額(備考は適用しない。)

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 指定管理者が特別な企画に基づき展示をする場合は、指定管理者が別に定めるものとする。

3 利用料金の徴収に当たり、利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数は1時間とみなして利用料金を算定する。

(安来市加納美術館条例の一部改正)

第8条 安来市加納美術館条例（平成17年安来市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに類する学生の項中「小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに類する学生」を「大学生」に改め、同表学齢に達しない者の項中「学齢に達しない者」を「高校生以下」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 高校生以下及び大学生には、それぞれこれらの者に準ずるものと含むものとする。

(安来市文化学習施設条例の一部改正)

第9条 安来市文化学習施設条例（平成17年安来市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
500	200
1,000	200
500	200
500	200
1,000	400

」を

「

円	円
750	300
1,500	300
750	300
750	300
1,500	600

」に改める。

(安来市社会体育施設条例の一部改正)

第10条 安来市社会体育施設条例（平成17年安来市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

円
250
330
500
500
650
995
995
4,960

」を

「

円
325
429
650
650
845
1,293

1, 293
6, 448

」に改める。

別表第3中

「

円	円
250	375
330	500
500	750
500	750
650	995
995	1, 490
995	1, 490
4, 960	7, 430

」を

「

円	円
325	487
429	650
650	975
650	975
845	1, 293
1, 293	1, 937
1, 293	1, 937
6, 448	9, 659

」に改める。

別表第4中

「

円	円
125	185

165	250
250	375
250	375
330	500
500	750
500	750
2, 480	3, 720

」を

「

円	円
162	240
214	325
325	487
325	487
429	650
650	975
650	975
3, 224	4, 836

」に改める。

別表第5中

「

円	円
375	560
500	750
750	1, 120
750	1, 120
995	1, 490
1, 490	2, 230
1, 490	2, 230
7, 430	11, 150

」を

「

円	円
487	728
650	975
975	1, 456
975	1, 456
1, 293	1, 937
1, 937	2, 899
1, 937	2, 899
9, 659	14, 495

」に改める。

別表第6中

「

円
400
535
800
800
1, 070
1, 600
1, 600
8, 000
30分当たり 2, 580

」を

「

円
520
695
1, 040

1, 040
1, 391
2, 080
2, 080
10, 400
30 分当たり 3, 354

」に改める。

(安来市山佐ダム体験交流施設条例の一部改正)

第11条 安来市山佐ダム体験交流施設条例（平成17年安来市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円
7, 620
572
953

」を

「

円
9, 000
850
1, 000

」に改める。

(安来市都市公園条例の一部改正)

第12条 安来市都市公園条例（平成17年安来市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第24条の2中「第24条」を「前条」に改める。

別表第3中

「

円	円
---	---

750	50
995	70
1, 500	100
7, 500	
5, 400	
10, 600	
24, 000	
300	50
400	70
600	100
960	1 回の使用につ き 195
	1 回の使用につ き 290
400	
290	
385	

」を

「

円	円
975	65
1, 293	91
1, 950	130
9, 750	
7, 020	
13, 780	
31, 200	
390	65
520	91
780	130

1,248	1回の使用につ き 253
	1回の使用につ き 377
520	
377	
500	

」に改め、同表備考 9 中

「

円
7,620
1,000
500

」を

「

円
9,906
1,300
650

」に改め、同表備考 10 中「48円」を「62円」に改め、

同表備考 12 中

「

円
195
290

」を

「

円
253
377

」に改める。

別表第4中

「

円
500
670
1, 000
20, 000
200
400
535
800
200
175
230
350
200
300

」を

「

円
650
871
1, 300
26, 000
260
520
695
1, 040
260

227
299
455
260
390

」に改める。

別表第5中

「

円		
500		
670		
1,000		
20,000		
30分当たり		
460		
	円	
460	50	
610	70	
920	100	
4,580		
3,290		
6,400		
14,630		
100		
100		
100		
135		

200	
300	
290	
385	
580	

」を

「

円	
650	
871	
1, 300	
26, 000	
30 分当たり	
598	
	円
598	65
793	91
1, 196	130
5, 954	
4, 277	
8, 320	
19, 019	
130	
130	
130	
175	
260	
390	
377	

500
754

」に改め、同表備考10中

「

円
820
175

」を

「

円
1,066
227

」に改める。

(安来市安来節演芸館条例の一部改正)

第13条 安来市安来節演芸館条例（平成17年安来市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

施設利用料金の基準額

区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
ホール（楽屋 を含む。）	円 10,300	円 13,600	円 17,200	円 20,500	円 27,200	円 34,300
練習室（1室当 たり）	790	1,090	1,300	1,960	2,400	3,050
附属設備	規則で定める額（備考は適用しない。）					

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及

びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

- 2 土曜日、日曜日及び祝祭日に利用するときは、2割増しとする。
- 3 入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して利用する場合の基準額は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額を加算するものとする。
 - ア 1,000円を超えるもの 基準額の2割相当額
 - イ 3,000円を超えるもの 基準額の5割相当額
 - ウ 5,000円を超えるもの 基準額の10割相当額
- 4 指定管理者の承認を得て、この表に定める利用時間を超えて有料施設等を利用する場合は、1時間につき、その利用している区分の基準額（備考2及び備考3の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額）を当該区分に定める時間数で除して得た額の3割相当額を加算した額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。
- 5 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

（安来市湯田山荘条例の一部改正）

第14条 安来市湯田山荘条例（平成18年安来市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

有料施設等利用料金の基準額

区分		金額	備考
宿泊	宿泊研修室(10畳・25畳)	1泊1人 6,000	円
	宿泊研修室(洋室)	1泊1人 6,000	
休憩	休憩研修室(40畳)	1時間 2,500	1室当たり
	休憩研修室分割利用(20畳)	1時間 2,000	

宿泊研修室(25畳)	1時間	2,000	
宿泊研修室分割利用(12.5畳)	1時間	1,400	
宿泊研修室(10畳)	1時間	1,400	
入浴	大浴場 大人(中学生以上)	1人	500
	大浴場 小人(小学生)	1人	300
	家族風呂(貸切料金)		2,000

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 宿泊利用料金について、団体（10人以上）は、2割引とする。
- 3 家族風呂を除く入浴利用料金について、宿泊研修室及び休憩研修室利用者又は団体（10人以上）は、2割引とする。
- 4 入浴利用料金について、小学生未満の者は、無料とする。
- 5 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（安来市交流センター条例の一部改正）

第15条 安来市交流センター条例（平成19年安来市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

安来中央交流センター使用料

区分	金額(1時間当たり)		冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
	営利を目的としないとき	営利を目的とするとき	
会議室(1)	円 150	円 1,500	円 300
会議室(2)	円 150	円 1,500	円 300
会議室(3)	円 300	円 3,000	円 300

会議室(5)	300	3,000	300
会議室(6)	300	3,000	300
2階和室	300	3,000	300
青年研修室	300	3,000	300
調理実習室	750	3,000	300
講義室	900	4,500	600
音楽室	900	4,500	600
3階和室	150	1,500	300

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第2（第10条関係）

広瀬中央交流センター使用料

区分	金額(1時間当たり)		冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
	営利を目的としないとき	営利を目的とするとき	
講義室	300 円	3,000 円	300 円
会議室	300 円	3,000 円	300 円
青年研修室	150 円	1,500 円	300 円
調理実習室	750 円	3,000 円	300 円
婦人研修室	150 円	1,500 円	300 円
高齢者研修室	150 円	1,500 円	300 円
講堂	1,500 円	6,000 円	2,250
ステージ(調光設備を含む。)	300 円	1,500 円	
放送設備一式	450 円	1,350 円	
ピアノ	300 円	900 円	

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た

額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

地区交流センター使用料（営利を目的として使用する場合）

区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額 (1時間当たり)
講堂、ホール等(最も広い部屋)	1,500円	600円
調理室等(調理設備を備える部屋)	1,500円	300円
会議室、研修室等(上記を除く使用に供する部屋)	750円	300円

備考

- 1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 母里交流センター使用料は、この表の規定にかかわらず、安来市文化学習施設条例（平成17年安来市条例第41号）第10条に規定するはくた文化学習館の使用料の額による。
- 3 赤屋交流センター使用料は、この表の規定にかかわらず、安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条に規定する伯太農村環境改善サブセンターの使用料の額による。

（安来市観光交流プラザ条例の一部改正）

第16条 安来市観光交流プラザ条例（平成19年安来市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	
200	冷暖房を利用
2,000	するときは、1
200	時間当たり
2,000	200円を加えた額とする。

」を

「

円	
300	冷暖房を利用
3,000	するときは、1
300	時間当たり
3,000	300円を加えた額とする。

」に、同表タクシー駐機料金の項中「54,000」

を「25,000」に改める。

(安来市学習訓練センター条例の一部改正)

第17条 安来市学習訓練センター条例（平成22年安来市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第11条関係）

有料施設利用料金の基準額

区分	金額(1時間当たり)			
	営利を目的としないとき		営利を目的とするとき	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
実習室	円 1,429	円 1,714	円 2,857	円 3,429
第1教室	1,143	1,429	2,286	2,857
第2教室	1,000	1,287	2,001	2,572

OA 教室	1,429	1,714	2,857	3,429
会議室	858	1,000	1,714	2,001
市民教室	1,143	1,429	2,286	2,857
視聴覚教室	2,715	3,144	5,430	6,286

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 1時間に満たない端数は、1時間とする。

(安来市道の駅あらエッサ条例の一部改正)

第18条 安来市道の駅あらエッサ条例（平成22年安来市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円 96	円 191	円 96
762	1,524	

」を

「

円 200	円 400	円 200
1,000	2,000	

」に改める。

(安来市和鋼博物館条例の一部改正)

第19条 安来市和鋼博物館条例（平成24年安来市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日前後において入館料を納付することができる。

(1) 博物館が指定する入館券を事前に購入する場合

(2) 安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合

4 前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければならぬ。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

入館料

区分	個人	団体(20人以上)
一般	円 419	円 1人につき 328
大学生	210	1人につき 164
高校生以下	無料	無料

備考

- 1 入館料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 特別な展示、催事等を行う場合の入館料は、3,000円の範囲内においてその都度教育委員会が定める。
- 3 高校生以下及び大学生には、それぞれこれらの者に準ずるものと含むものとする。

別表第2 (第11条、第13条関係)

使用料

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
映像ホール	円 8,564	円 11,428	円 19,991
市民ギャラリー	1,700	2,428	4,128
補修工作室	1,128	1,700	2,846

備考

- 1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

とする。

- 2 冷暖房を使用するときは、8割増しとする。この場合において、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 使用時間の延長に係る使用料は、延長する区分の使用料とする。この場合において、正午から午後1時までの額は、延長前の区分の額を1時間に換算した額とする。

(安来市立歴史資料館条例の一部改正)

第20条 安来市立歴史資料館条例（平成24年安来市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日前後において入館料を納付することができる。
 - (1) 資料館が指定する入館券を購入する場合
 - (2) 安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合
- 4 前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければならない。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

入館料

区分	個人	団体(20人以上の場合をいう。)
一般	円 273	円 1人につき 219
大学生	円 137	円 1人につき 110
高校生以下	無料	無料

備考

- 1 入館料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 特別な展示、催事等を行う場合の入館料は、2,000円の範囲内においてその都度教育委員会が定める。

3 高校生以下及び大学生には、それぞれこれらの者に準ずるものを含むものとする。

(安来市三日月公園ふれあい館条例の一部改正)

第21条 安来市三日月公園ふれあい館条例（平成24年安来市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表営利を目的とするときの項中「143」を「185」に改める。

(安来市総合文化ホール条例の一部改正)

第22条 安来市総合文化ホール条例（平成27年安来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

有料施設等利用料金の基準額

時間区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
利用区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
大ホール	23,870	31,820	39,780	55,690	71,600	95,470	95,470
一 楽屋1	620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	2,500
一 楽屋2	620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	2,500
樂屋利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870	1,870
3 上記以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	3,120
樂屋利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870	1,870
4 上記以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	3,120
樂屋利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870	1,870

	5	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
	6	樂樂屋 利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870
	6	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
小 ホ 一 ル	ホール		8,970	11,960	14,950	20,930	26,910	35,880
	7	樂樂屋 利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870
	A	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
	7	樂樂屋 利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870
	8	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
	9	樂樂屋 利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870
	C	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
	10	樂樂屋 利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870
	D	上記 以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120
展示室			3,040	4,060	5,070	7,100	9,130	12,170
会議室 1			1,370	1,820	2,280	3,190	4,100	5,460
会議室 2			1,370	1,820	2,280	3,190	4,100	5,460
練習室			3,780	5,040	6,310	8,830	11,350	15,130
パントリー			390	520	650	910	1,170	1,560
その他の共用スペース			占用して利用する場合は、1平方メートル当たり1時間につき6円					

附属設備	規則で定める額(備考は適用しない。)
------	--------------------

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（以下「この表に定める基準額」という。）とする。
- 2 土曜日、日曜日及び祝日に利用する場合は、基準額の2割増しとする。
- 3 大ホール及び小ホールの舞台を準備、後片付け又は練習のために利用する場合は、基準額の5割引とする。
- 4 大ホールを1階席のみ利用する場合は、基準額の3割引とする。
- 5 入場料その他これに類する料金（当該金額に区分がある場合は、そのうち最も高い金額。以下「入場料」という。）を徴収して利用する場合は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額とする。
 - ア 3,000円を超えるもの この表に定める基準額（備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額）の5割増し
 - イ 5,000円を超えるもの この表に定める基準額（備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額）の10割増し
- 6 備考5の規定にかかわらず、商品の販売、商業宣伝その他これに類する目的で利用する場合は、この表に定める基準額（備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額）の10割増しとする。
- 7 指定管理者の承認を得て、この表に定める利用時間を超えて有料施設等を利用する場合は、1時間につき、その利用している区分のこの表に定める基準額（備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額）を当該区分に定める時間数で除して得た額の3割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。
- 8 備考7の規定にかかわらず、指定管理者の承認を得て、22時から翌日5時までの間に有料施設等を利用する場合は、1時間につき、夜間区分の基準額（備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用

して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の5割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。

9 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(安来市広瀬温泉月山の湯憩いの家条例の一部改正)

第23条 安来市広瀬温泉月山の湯憩いの家条例(令和3年安来市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「午前10時」を「午後1時」に改める。

別表大人(高校生以上)の項中「477」を「500」に改め、同表小人(中学生以下)の項中「286」を「300」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第4号

安来市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

安来市立学校設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

安来市条例第 号

安来市立学校設置条例の一部を改正する条例

安来市立学校設置条例（平成16年安来市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表安来市立山佐小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第5号

安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行

う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支援対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明

し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に

規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適

当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

- 第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結

果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取り扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就

学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するフ

ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 6 号

安来市地区共同作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

安来市地区共同作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市地区共同作業所設置及び管理に関する条例を廃止する条例

安来市地区共同作業所設置及び管理に関する条例（平成16年安来市条例第159号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 号

松江圏都市計画（安来市都市計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

松江圏都市計画（安来市都市計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

松江圏都市計画（安来市都市計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松江圏都市計画（安来市都市計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年安来市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1荒島町柳地区地区整備計画の項中「荒島町柳地区地区整備計画」を「荒島・柳地区地区計画」に、「荒島町柳地区地区計画のうち地区計画整備計画」を「荒島・柳地区地区計画」に改め、同表汐手が丘地区地区整備計画の項中「汐手が丘地区地区整備計画」を「ハーモニータウン汐彩地区計画」に、「汐手が丘地区地区計画のうち地区計画整備計画」を「ハーモニータウン汐彩地区計画」に改め、同表今津道マン地区地区整備計画の項中「今津道マン地区地区整備計画」を「今津道マン地区計画」に、「今津道マン地区地区計画のうち地区計画整備計画」を「今津道マン地区計画」に改め、同表に次のように加える。

切川地区計画	令和7年10月27日に都市計画決定した切川地区計画の定められた区域
--------	-----------------------------------

別表第2荒島町柳地区地区整備計画区域の部中「荒島町柳地区地区整備計画区域」を「荒島・柳地区地区計画区域」に改め、同表汐手が丘地区地区整備計画区域の部中「汐手が丘地区地区整備計画区域」を「ハーモニータウン汐彩地区計画区域」に改め、同表今津道マン地区地区整備計画区域の部中「今津道マン地区地区整備計画区域」を「今津道マン地区計画区域」に改め、同表に次のように加える。

切川 地区 計画 区域	ア	建築してはならない 建築物	1 法別表第2(を)項に掲げるもの 2 法別表第2(わ)項第2号及び第3号に規定する建築物 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項又は第6項から第13項までのいずれかに該当する営業の用に供する建築物
	イ	建築物の敷地面積の 最低限度	

ウ	建築物の高さの最高限度	
エ	建築物の壁面の位置の制限	
オ	建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6。ただし、法第 53 条第 3 項第 2 号に定める建築物にあっては 10 分の 7
カ	建築物の容積率の最高限度	10 分の 20
キ	垣又はさく等の構造制限	
ク	建築物の形態又は意匠の制限	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第8号

安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(安来市火災予防条例の一部改正)

第1条 安来市火災予防条例（平成16年安来市条例第226号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(安来市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 安来市火入れに関する条例（平成16年安来市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和26年法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「森林法」を「法」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改める。

第4条第1項中「森林法」を「法」に改める。

第5条中「森林法」を「法」に、「差し止め」を「差止め」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災注意報」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第9号

母里財産区造林資金返済基金条例を廃止する条例制定について

母里財産区造林資金返済基金条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

安来市条例第 号

母里財産区造林資金返済基金条例を廃止する条例

母里財産区造林資金返済基金条例（平成16年安来市条例第231号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第10号

第3次安来市総合計画の基本構想を定めることについて

第3次安来市総合計画の基本構想を別冊のとおり定めるため、安来市地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成24年安来市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

記

第3次安来市総合計画の基本構想（令和8年度～令和17年度）

議第11号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

記

- 1 指定施設 安来市比田いきいき交流館
- 2 指定管理者 安来市広瀬町梶福留1268番地
えーひだカンパニー株式会社
代表取締役 川上 義則
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議第12号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

記

- 1 指定施設 やすぎ懐古館一風亭
- 2 指定管理者 安来市安来町1639番地
有限会社やすぎ千軒
代表取締役 秦友宏
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第13号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

記

- 1 指定施設 湯田山荘
- 2 指定管理者 安来市広瀬町梶福留1268番地
えーひだドリーム株式会社
代表取締役 川上 義則
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

報第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日 提出

安来市長 田中武夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり契約金額の変更について専決処分する。

令和7年11月7日

安来市長 田 中 武 夫

記

令和6年9月24日議会の議決を得た「工事請負契約の締結について」(議第111号)の契約の金額「一金 812,240,000円」を「一金 811,679,000円」に変更する。

- 1 契約の件名 養護老人ホーム鴨来荘移転整備工事 (建築)
- 2 変更理由

既存杭が基礎杭の施工予定位置の近くにあり、工事の支障となる可能性があったため当初は既存杭を撤去する計画であったが、掘削したところ撤去しなくても施工が可能であることが判明したため、既存杭の撤去を中止したことによるもの。